

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
社会福祉法 人葛城市社 会福祉協議 会	葛城市染野七八 九番地一	社会福祉法 人葛城市社 会福祉協議 会	葛城市染野七 八九番地一	放課後等デ イサービス	平成二十 六年七月 一日
合同会社N EXT	磯城郡川西町大 字吐田八六一 五	放課後等デ イサービス あさひ	磯城郡川西町 大字吐田八六 一―五	放課後等デ イサービス	平成二十 六年七月 一日
株式会社き きょう	奈良市富雄元町 三一―一―三	きせき	大和高田市北 本町一四―四 大和高田駅 ビル一階	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 六年七月 一日